

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領運用基準

令和4年8月1日制定

奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領（以下「要領」という。）の運用については、この基準によるものとする。

1 要領第4条関係

- (1) 第5項及び第7項に規定する「情状酌量すべき特別の事由」とは、例えば、贈賄の事案において、発注機関の職員に強要されてやむなく贈賄を行った場合で、その悪質性の程度が極めて軽微であるとき等をいう。
- (2) 第6項及び第7項に規定する「極めて悪質な事由」とは、例えば、贈賄等の不正行為を何度も繰り返した場合等をいう。

2 別表第4項及び第5項（安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故）並びに第6項及び第7項（安全管理措置の不適切により生じた関係者の事故）関係

- (1) 別表第4項アに規定する「事故の原因が作業員個人の責めに帰すべきものであると認められる場合」とは、例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等をいう。
- (2) 別表第4項イに規定する「事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合」とは、例えば、適切に管理されていたと認められる現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等をいう。

3 別表第12項（不正又は不誠実な行為）関係

- (1) 業務関連法令（別表第12項第5号）とは、入札参加資格者が業務を行うために必要な基礎となる法令（許可、認可、登録、届出、資格の付与及び禁止の根拠となっているもの）をいう。ただし、ある法令に対する違反行為が、別表第12項第5号における「業務に関し、業務関連法令（警備業法、薬事法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等をいう。）、労働関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等をいう。）又は刑法その他の刑罰法令に重大な違反」に該当するかどうかは、事案毎に個別具体的に判断する。

判断に当たっては、入札参加停止が、県発注契約の適正な履行を確保することを目的とするものであることを踏まえ、入札参加資格者が県発注契約の相手方として適当かどうかという観点から検討することになる。

県発注契約の相手方を選定する場合、契約を適正に履行することについて信頼に値する者でなければならぬため、同号に例示されている警備業法その他の特定の業種を対象とした法令に違反した場合、同号の対象となる。また、対象となる業種を特定していない法令であっても、当該入札参加資格者が、その業務に携わるに当たり、当然遵守すべきと考えられる法令であり、当該法令に違反したことが、契約を適正に履行することについて信頼を損なうものである場合は、同号の対象となりうる。

(2) 入札参加資格者等が刑法その他の刑罰法令に規定された罪により逮捕され、又は逮捕を経ずに公訴が提起された場合の別表第12項第5号の適用は、事案毎に個別具体的に判断する。

判断に当たっては、「業務関連法令」の場合と同様、入札参加停止が、県発注契約の適正な履行を確保することを目的とするものであることを踏まえ、入札参加資格者が県発注契約の相手方として適当かどうかという観点から検討することになる。

具体的には次のような場合が考えられる。

ア 入札参加資格者が業務を遂行する上で、又は発注者との信頼関係を維持する上で犯してはならない罪である場合

イ 契約の相手方に不利益をもたらした場合

ウ 社会的に著しく非難を受けるものであると認められる場合

その他事案ごとの情状に応じて契約の相手方として不適当であると認められるか否かを慎重に判断することになる。

4 別表第16項（その他）関係

奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（以下「建設工事等措置要領」という。）に規定する入札参加停止の措置要件に該当する事案であって、要領に規定する措置要件に該当しないもののうち、県発注契約の相手方として不適当であると認められるものについては、別表第16項に基づき入札参加停止を行うことができる。

この場合の措置期間は、建設工事等措置要領に規定する入札参加停止の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為に係る入札参加資格者の責任の軽重及び当該入札参加停止の措置期間を勘案して定めるものとする。

その他事案ごとの情状に応じて契約の相手方として不適当であると認められるものについては、入札参加停止を行うことができる。

附 則

この運用基準は令和4年8月1日から施行する。

附 則

この運用基準は令和6年6月1日から施行する。